

入札参加にあたっての留意事項

入札参加者は、男鹿市入札心得のほか、次の事項に留意して入札に参加してください。

1. 技術者の適正な配置について

建設業法に規定している次の事項を遵守してください。

- (1) 請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。
- (2) 下請契約の請負代金の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければなりません。

2. 配置する技術者の資格について

一般土木工事及び舗装工事の施工にあたり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。

- (1) 3,500万円以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。
- (2) 8,000万円以上の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）であって、監理技術者資格証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。

3. 配置予定技術者の変更について

条件付き一般競争入札において、競争入札参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者を工事着手時に変更することはできません。

4. 見積内訳明細書の提出について

入札公告、入札説明書又は指名通知書において、見積内訳明細書の提出が必要とされた工事にあつては、これを1回目の入札時に提出してください。

なお、見積内訳明細書の取扱いについては、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」によるものとします。

5. 低入札価格調査制度について

適正な施工を確保する観点から、ダンピング受注の排除を図るため、制度の厳格な運用をします。

(1) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札した業者全員に対する措置

- ① 指名差し控えの警告通知を發します。警告の有効期間は3月間とします。
- ② 警告期間内に再度低入札を行った場合は、指名差し控え通知により2月間の指名差し控えを行います。
- ③ 低入札に対する指名差し控え通知日から2月間は、全ての入札（随意契約を含む）に参加することはできません。
- ④ 入札に参加することはできない期間中に開札する案件については、落札者となることはできません。

(2) 低入札価格調査を経て落札した業者と契約する場合の措置

- ① 履行保証割合（契約保証の額）を10分の3以上とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第4条第2項及び第4項並びに第45条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えます。
- ② 前払金支出割合を10分の2とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替えます。
- ③ 中間前払金を請求することはできません。
- ④ 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任配置が義務づけられている工事については、当該工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く）を満たす技術者1名を監理技術者等とは別に専任で配置しなければなりません。

6. 設計調査等関連業務を行った者を建設工事に指名する場合の取り扱いについて

当該工事の調査業務、計画業務及び設計業務を行ったと認められる者については、原則として、当該工事に指名しないものとします。

7. 下請負人選定のあり方について

秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日付け監-1640）」を遵守するものとし、特に次の事項に留意してください。

- (1) 下請負業者の選定に当たっては、建設業法等関係法令の規定を満たすものであることとはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を的確に評価し優良な者を選定すること。
- (2) 下請負の締結及び下請代金の支払いに当たっては、同要綱を遵守し適正に行うこと。
- (3) 施工体制台帳等を整理する等により、工事の施工体制を的確に把握すること。
- (4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めること。
- (5) 契約事項第7条の規定に基づき、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出すること。

8. 下請負及び資材調達等に関する市内業者の活用について

下請負及び資材調達等に関しては、できる限り市内業者を選定するよう努めてください。

9. 建設業退職金共済制度への加入について

市では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。

- (1) 建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に市に提出すること。
なお、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- (4) (3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
なお、(3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (5) 別に定める建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して市に提出すること。
- (6) 市から共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元受業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の当該事務の受託に努めること。

10. 労働保険制度及び建設労災補償共済制度への加入について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

- (1) 工事請負契約を締結した場合は、財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書その他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に市に提出すること。
- (2) 一人親方や中小事業主等は、その業務の実態等により雇用労働者に準じて保護することが適当であるとして、労働保険の特別加入が認められていることから、不慮の作業事故に備えるため、工事に参加する一人親方等に対し、労働保険の加入を促すこと。

附 則

この留意事項は、平成24年6月25日以降に入札公告を行う案件に適用する。

附 則

この留意事項は、平成27年4月1日以降に入札公告を行う案件に適用する。

附 則

この留意事項は、平成28年8月26日以降に入札公告を行う案件に適用する。

附 則

この留意事項は、平成31年4月 1日以降に入札公告を行う案件に適用する。